

【個人】代理委任状(横浜分処に提出用)

同等の内容が記載され署名があれば、自作の代理委任状でも受付可

【委任者】窓口申請に來れない方

氏 名：

↑ 委任者がパスポートと同じ署名をすること

住 所：

電 話： -

認証書類

1.

2.

3.

合計： 件

私は台北駐日経済文化代表処横浜分処における文書証明(=認証)

手続きに関する一切の件について、下記代理人に委任します。

【代理人】窓口申請を行う方

氏 名：

住 所：

電 話： -

記 入 日： 年 月 日

[備考]

(1) 【個人】代理申請は【委任者】窓口申請に來れない方の有効なパスポートコピーも必要です

(2) 有効なパスポートを所持していない場合は署名＋印鑑登録印押印、別途運転免許証＋印鑑証明書を添付

(3) この委任状は本処にて原本を頂戴しますので、コピーは不要です